

厚生労働大臣が定める掲示事項

① 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

② 入院料について

一般病棟

- 1日に10人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
- 1日に5人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯毎の配置は次の通りです。

【朝8：30～夕方17：30】

看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内

看護補助者1人当たりの受け持ち数は9人以内

【夕方17：30～朝8：30】

看護職員1人当たりの受け持ち数は17人以内

看護補助者1人当たりの受け持ち数は34人以内

【夕方16：30～朝8：30】

夜勤時間帯に看護補助者を配置しています。

療養病棟

- 1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
- 1日に10人以上の看護補助者が勤務しています。

時間帯毎の配置は次の通りです。

【朝8：30～夕方17：30】

看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内

看護補助者1人当たりの受け持ち数は11人以内

【夕方17：30～夜19：00】

看護職員1人当たりの受け持ち数は22人以内

看護補助者1人当たりの受け持ち数は22人以内

【夜19：00～朝8：30】

看護職員1人当たりの受け持ち数は44人以内

看護補助者1人当たりの受け持ち数は22人以内

【夕方16：30～朝8：30】

夜勤を行う看護要員（看護師・准看護師，看護補助者）の数は，常時，入院

患者様16人に対して1人以上です。

3.入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職種が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働省が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしております。

4.明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の判る明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても、明細書を無料で発行しております。

明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されるものです、その点をご理解いただき、ご家族が代理で会計を行う場合その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、料金計算窓口にてその旨お申し出ください。

5.当院は四国厚生支局長に下記の届出を行っております。

- 1) 入院時食事療養費（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っております。療養のための食事は、管理栄養士の管理の下に適時（朝食 午前8時、昼食 午後0時 夕食 午後6時）適温で提供しております。

※食事療養の費用

- 2) 基本診療料および特掲診療料の施設基準に係る届出

※施設基準

6.保険外負担に関する事項について

当院では、特別療養環境室の差額料金、証明書・診断書、おむつ代などにつきまして、その利用日数に応じた実費のご負担をお願いしております。

- 1) 特別療養環境室の提供
- 2) 診断書・証明書など
- 3) おむつ代、その他実費徴収について
- 4) 選定療養費について

7.厚生労働省が定める手術に関する施設基準に係る実績について（前年度）

ペースメーカー移植及びペースメーカー交換術 0件

8.その他